



2022年5月13日

各 位

会社名 東洋埠頭株式会社
代表者名 代表取締役社長 原 匡史
(コード番号 9351 東証プライム)
問合せ先 執行役員広報部長 坂本 啓則
(TEL 03-5560-2711)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月28日開催予定の第111回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものです。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日などに関する附則を設けるものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月28日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年6月28日(予定)

以 上

現行定款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したとみなすことができる。</p>	
(新設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p>
	<p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p>
(新設)	<p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
附則	附則
(新設)	<p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p>
	<p>現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p>
(新設)	<p>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、</p>
	<p>現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p>
(新設)	<p>③ 本附則は、施行日から6か月を経過した日または</p>
	<p>前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>